

幼児教育保育無償化のご案内

■ 令和2年度 子育てのための施設等利用給付の新規申し込み受付について

令和2年4月より、3歳から5歳(0歳から2歳までの住民税非課税世帯)の子どもで、未移行の幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業、預かり保育事業、病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する又は利用予定の子どもは施設等利用給付認定の申請を行い、認定を受けることにより幼児教育保育無償化の対象となります。

【申請方法】

● 2月3日(月)よりこども課または通園している施設より案内等を配布しますので受け取ってください。
※羽曳野市より案内等を配布していない施設もありますのでその際はこども課にてお受け取りください。

● 申請書等の提出及び提出期限

- ① 未移行の幼稚園に通園し、預かり保育を利用しない子ども
→ 通園している幼稚園 提出期限：幼稚園へご確認ください。
- ② 未移行の幼稚園に通園し、預かり保育を利用する子ども及びその他の施設を利用する子ども
→ こども課 提出期限：令和2年3月13日(金)まで

■ 子育てのための施設等利用給付における現況届の提出について

令和元年度中に施設等利用給付の新2号及び新3号認定を受けている保護者の就労等の状況を確認するため、現況届を提出いただきます。

対象となる方については、2月初旬ごろに住所地に申請書類を送付させていただきますので、こども課までご提出ください。

提出期限 令和2年3月13日(金)まで

※期限までに現況届を提出されない場合、令和2年度以降の施設等利用給付の支給が出来ない場合があります。

【問合せ】 こども課 教育保育給付担当 ☎ 072-958-1111 内線 1231・1233



教えて消費生活 Q & A

～クレジットカードの利用明細～

Q. 最近、クレジットカードの引落金額がいつもより高いと思い、久しぶりに利用明細を見た。すると使った覚えのないところからお金が引き落とされている。引落先もわからない。どうすれば良いか。

A. 近年、紙の利用明細でなくスマートフォンなどでWeb上の利用明細を確認することが主流となり、面場で確認していなかったという相談が多く寄せられています。このようなスキミングやネット詐欺と思われる被害の未然防止、被害拡大を防ぐためには、こまめに利用明細を確認することが重要です。おかしいと思った時はカード会社にすぐ問い合わせましょう。

《消費生活相談》

毎週(月)(水)(木)(金) 10:00～12:00 / 13:00～15:30

まずは電話でお問い合わせください。

消費生活センター(市役所本館2階)

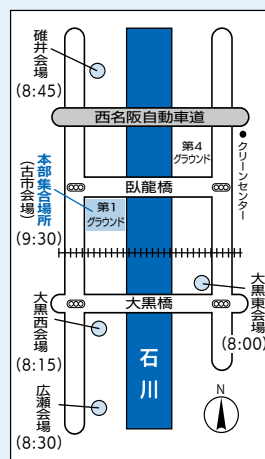
☎ 072-947-3715 (直通)

第33回 石川クリーン作戦 3月1日(日)

やすらぎとふれあいの水辺「石川」の自然を守ろう!

環境美化促進のため、各種団体や市民の皆様にご協力をいただいて石川の清掃を行っています。今年度も、大和川・石川流域などで府内最大の一斉清掃を同時に行います。

ゴミを拾いながらの河川敷散策にご家族、友人のグループなど、皆様のご参加をお願いします。参加していただける方は、清掃しやすい服装や靴をはき、各会場へお集まりください。



- 本部古市会場 9:00 受付 9:30 清掃開始
- 小雨決行(清掃活動が危険と判断した場合は中止)
※中止の場合は8:00までに市ウェブサイトに掲載。
- 古市会場のみ駐車場あり(周辺道路や駐車場の混雑が予想されますので、できる限りお車でのご来場はお控えください。)

【問合せ】

☎ 072-958-1111

環境衛生課 内線 2820

下水道建設課 内線 2310